

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月1日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第10号を次のように改める。

- (10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動車運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。